

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) えのみこども園	種別： 幼保連携型認定こども園
代表者氏名： (管理者) 園長 佐土原 仁美	開設年月日： 1977年10月1日
設置主体：社会福祉法人佐土原福祉会 経営主体：社会福祉法人佐土原福祉会	定員：135名 (利用人数) 142名 (令和4年10月現在)
所在地：〒862-0917 熊本県熊本市東区榎町3-10	
連絡先電話番号： 096 — 365 — 6950	FAX番号： 096 — 365 — 6963
ホームページアドレス	http://www.enomi-k@abelia.ocn.ne.jp

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
<ul style="list-style-type: none"> ・産休明けから就学前までの保育 ・特別保育事業（延長保育、障がい児保育 一時保育（自主事業）） 	入園式、お見知り遠足、内科・歯科検診、交通安全教室、運動会、保育参観、人形劇観劇、いもほり、お泊り会、親子会、発表会、もちつき会、クリスマス会、正月あそびの日、節分豆まき会、ひなまつり会、お別れ遠足、進級式、卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
2階建て鉄骨造：保育室、乳児・ほふく室、沐浴室、調乳室、調理室、園長室、事務室、職員室、子育て支援室、保健室、幼児トイレ、多目的トイレ	園庭、砂場、滑り台、ジャングルジム、ロッキング、鉄棒、菜園、駐車場

2 施設・事業所の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ●きらきら保育（未満児・ゆるやかな担当制） 家庭生活の延長を意識し、育児を中心とした保育を行い発達を促す。0歳児からの早期の身辺自立を確立し、将来身に着けて欲しい力（自主性・主体性・協調性）を育てる。 ●わくわく教育（以上児） リトミック・音楽・運動・英語に加え、総合絵本を使った学習や文字や数字の読み書きの練習など、小学校に向けた取り組みを行う。

3 評価結果総評

◆特に評価の高い点

1 保育内容の記述が詳しい

「子どもの発達をどう支援しているか」というその内容・核心部分が、事業計画書・報告書に詳しく述べられ、1時間半あまりの時間をかけて説明されています。

ややもすると行事計画と事業計画が混同されがちなか中、支援内容を保護者・地域等と共有・公開して、社会全体で育てて行こうという姿勢が感じられます。

2 グループで見守るゆるやかな担当制の導入

0才、1才、2才児の保育方法は月齢で2グループに分け、職員がグループ全体を見守りながら保育する「ゆるやかな担当制」を取り入れています。

一人ひとりの子どもの発達に応じて必要な基本的な生活習慣（食事・排泄・衣類の着脱等）を身につけるために、職員が一体となって支援を行えるように努めています。

3 「優しい心」をどう育てているか

えのみこども園では、安定した優しい心を育てるために、1歳児と保育士の比率を6：1から5：1に増員して、基礎的欲求を充足させています。

「右足から、左足から」（衣類の脱着）、「おいしいね、〇〇という野菜だよ」（野菜スティックを食べながら）、「食事するところ、遊ぶところ、着替えるところ」（場所の認識）と、対話しながら生活しています。

4 「自分らしさ」をどう育てているか

理念にもある「自分らしさ」を身につけるために、安定した保育環境を用意しています。小さな自己決定・小さな自己実現を重ね、子ども自身が「工夫する力や自信」を持てるようにしています。

3～5才児は「子ども会議」を行い、子どもたちが「やりたい事、遊びたい事、知りたい事等」意見を出し合い、子どもたちの気持ちを大切に意欲を引き出す保育を取り入れています。

「こんな事をしたい」（行事ごと）、「室内・外遊びでも良い」（選択）、「食べたいときに」（0～2歳児の本人のリズム尊重）というふうに支援しています。

保護者からは、「自主的・のびのび・家庭的」という園へのイメージが寄せられています。

5 発達過程や関連課題を共有

保護者向けの年齢ごと説明資料に、発達の特徴・取り組んできたことと成果・引き続きの支援内容・よくあるテーマの解説を掲載しています。

養護と教育が一体となった支援が園の存在理由であり、目指すべき姿があります。

6 保護者アンケート・職員自己評価を毎年実施

保護者アンケートを行事ごとや年1回実施し、結果について公表しています。駐車場が狭いという課題について、6台分を5台分にして1台当たりの広さを35cmずつ広くする一方、離れた場所に3台分増設して、その経過を注視しているところです。職員自己評価も

毎年実施して分析・検討がなされています。

7 「職員が極めたいテーマ」を支援

子どもへの支援を深くするために、保育士等「職員が極めたいテーマ」を自由に設定し研鑽するプロジェクトチームがあります。「働き方改善」・「自己メンテナンス」など、15のテーマが進行中です。職員自身の自己実現に向けた主体的な動きを、バックアップしています。

8 高い事務処理力

必要な書類・確認したい書類が、ほぼ完ぺきに整理・保管されています。要請すれば事前に確認したい資料もわずか数日のうちに揃えられ、事務処理力の高さが伺えます。保護者アンケートでも同様の声があります。

9 いのちを奏（かな）でる園庭

園庭には菜園スペース（30㎡）があり、キュウリ、ナス、二十日大根・サツマイモ等が栽培され、果樹（金柑・晩白柚・ビワ・ブルーベリー等）、ハーブ類（バジル・ローズマリー・レモングラス・ラベンダー等）や花壇（マリーゴールド・ガーベラ等）、コブシ、ハナミズキ等の高木も楽しめます。

子どもたちは「育てる、食べる、見る、触ってみる、嗅いでみる等」の感覚を通して自然に触れ、その恵みや香り、水、土、太陽等自然の息遣い・流れる時間を感じながら活動しています。

園庭や屋上は、ふわふわした人工芝づくりで足への負担も配慮されています。

◆改善を求められる点

1 公益通報窓口・パワハラ相談窓口の設置

施設の社会的信頼を高めるために、「評価基準の考え方」に示されている公益通報・パワハラ防止のための、①根拠法・関連規定、②通報窓口（できれば法人外に設置）の整備が期待されます。

2 感染症発生時のマニュアルの見直し

こども園で発生し易い感染症（インフルエンザ・流行性耳下腺炎・手足口病・ノロウイルス感染症・帯状疱疹・流行性結膜炎等）について感染症拡大予防のため、各疾患の適切な消毒方法、対応方法等具体的な内容の検討が望まれます

3 タオル掛けの接触防止

子どもたちの手洗い後の手拭きは感染拡大予防のため、タオル掛けを利用する時にはタオル同士の接触を避けるための工夫、又はペーパータオルの使用等の検討が望まれます。

4 地域の福祉ニーズの把握と地域貢献事業

公金投入により運営される福祉施設の地域貢献として、子育て支援室（11坪）を使った施設開放が、コロナ禍のもとにスタートしました。今後の子育て支援推進に期待がかかります

ます。

法人としての地域ニーズ把握・生活支援活動促進も、期待されます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

(R4.12.22)

令和3年度から認定こども園に移行したこともあり、保育面の様々なことを変革している最中の第三者評価受審となりました。

受審するにあたっては、日頃から園で行ってきた福祉サービスや保育内容がどれだけ子ども達や保護者に受け入れられているのかを改めて知る良い機会になると思い、全職員で園内会議を繰り返しながら受審に向けての準備を進めていきました。

評価を受け、園の強みや引き続き取り組むべき点、改善すべき点を知ることができ、更なる保育の質の向上に励むとともに、これまで以上に子ども達により良い保育が提供できるよう職員が一丸となって今後の保育に取り組んでいきたいです。

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

◎ 評価機関

名 称	NPO法人だれにも音楽祭
所 在 地	上益城郡益城町福富822-203
評価実施期間	令和4年7月1日～令和4年12月2日
評価調査者番号	① 17-004号
	② 14-005号
	③ 17-001号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) えのみこども園	種別： 幼保連携型認定こども園
代表者氏名： (管理者) 園長 佐土原 仁美	開設年月日： 1977年10月1日
設置主体：社会福祉法人佐土原福祉会 経営主体：社会福祉法人佐土原福祉会	定員：135名 (利用人数) 142名 (令和4年10月現在)
所在地：〒862-0917 熊本県熊本市東区榎町3-10	
連絡先電話番号： 096 — 365 — 6950	F A X 番号： 096 — 365 — 6963
ホームページアドレス	http://www.enomi-k@abelia.ocn.ne.jp

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事																								
<ul style="list-style-type: none"> 産休明けから就学前までの保育 特別保育事業 (延長保育、障がい児保育 一時保育 (自主事業)) 	入園式、お見知り遠足、内科・歯科検診、交通安全教室、運動会、保育参観、人形劇観劇、いもほり、お泊り会、親子会、発表会、もちつき会、クリスマス会、正月あそびの日、節分豆まき会、ひなまつり会、お別れ遠足、進級式、卒園式																								
居室概要	居室以外の施設設備の概要																								
2階建て鉄骨造：保育室、乳児・ほふく室、沐浴室、調乳室、調理室、園長室、事務室、職員室、子育て支援室、保健室、幼児トイレ、多目的トイレ	園庭、砂場、滑り台、ジャングルジム、ロッキング、鉄棒、菜園、駐車場																								
職員の配置																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>常 勤</th> <th>非常勤</th> <th>資 格</th> <th>常 勤</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1</td> <td></td> <td>保育士</td> <td>20</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>主幹保育教諭</td> <td>1</td> <td></td> <td>幼稚園教諭 二種</td> <td>17</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>指導保育教諭</td> <td>1</td> <td></td> <td>幼稚園教諭 一種</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤	園長	1		保育士	20	7	主幹保育教諭	1		幼稚園教諭 二種	17	6	指導保育教諭	1		幼稚園教諭 一種	3	
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤																				
園長	1		保育士	20	7																				
主幹保育教諭	1		幼稚園教諭 二種	17	6																				
指導保育教諭	1		幼稚園教諭 一種	3																					

保育教諭	17	7	看護師		1
看護師		1	保健師		1
調理師	3		調理師	3	
調理員		1	子育て支援員		1
用務員		1			
合計	23	10	合計	43	16

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

【理念】

自分らしい楽しさを想像できる「あたま」
 さまざまなことにチャレンジする「からだ」
 温かくしなやかで優しい「こころ」
 をもつ子どもたちが育つ環境構成に全力で取り組み
 子ども達の全てを共感的に見守ります

【基本方針】

恵まれた保育環境の中で一人ひとりの個性を大切にし、その子ならではの興味・関心を育み、健やかに生き生きと園生活を楽しむことを保障しながら子どもを育てます。また、保護者や地域と密に関わりながら、豊かな心を持つ子ども達の成長を見守る関係づくりを目指します。

3 施設・事業所の特徴的な取組

●きらきら保育（未満児・ゆるやかな担当制）

家庭生活の延長を意識し、育児を中心とした保育を行い発達を促す。0歳児からの早期の身辺自立を確立し、将来身に着けて欲しい力（自主性・主体性・協調性）を育てる。

●わくわく教育（以上児）

リトミック・音楽・運動・英語に加え、総合絵本を使った学習や文字や数字の読み書きの練習など、小学校に向けた取り組みを行う。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年7月1日（契約日）～ 令和4年12月2日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	回（ 年度）

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

1 保育内容の記述が詳しい

「子どもの発達をどう支援しているか」というその内容・核心部分が、事業計画書・報告書に詳しく述べられ、1時間半あまりの時間をかけて説明されています。

ややもすると行事計画と事業計画が混同されがちなか中、支援内容を保護者・地域等と共有・公開して、社会全体で育てて行こうという姿勢が感じられます。

2 グループで見守るゆるやかな担当制の導入

0才、1才、2才児の保育方法は月齢で2グループに分け、職員がグループ全体を見守りながら保育する「ゆるやかな担当制」を取り入れています。

一人ひとりの子どもの発達に応じて必要な基本的な生活習慣（食事・排泄・衣類の着脱等）を身につけるために、職員が一体となって支援を行えるように努めています。

3 「優しい心」をどう育てているか

えのみこども園では、安定した優しい心を育てるために、1歳児と保育士の比率を6：1から5：1に増員して、基礎的欲求を充足させています。

「右足から、左足から」（衣類の脱着）、「おいしいね、〇〇という野菜だよ」（野菜スティックを食べながら）、「食事するところ、遊ぶところ、着替えるところ」（場所の認識）と、対話しながら生活しています。

4 「自分らしさ」をどう育てているか

理念にもある「自分らしさ」を身につけるために、安定した保育環境を用意しています。小さな自己決定・小さな自己実現を重ね、子ども自身が「工夫する力や自信」を持てるようにしています。

3～5才児は「子ども会議」を行い、子どもたちが「やりたい事、遊びたい事、知りたい事等」意見を出し合い、子どもたちの気持ちを大切に意欲を引き出す保育を取り入れています。

「こんな事をしたい」（行事ごと）、「室内・外遊びでも良い」（選択）、「食べたいときに」（0～2歳児の本人のリズム尊重）というふうに支援しています。

保護者からは、「自主的・のびのび・家庭的」という園へのイメージが寄せられています。

5 発達過程や関連課題を共有

保護者向けの年齢ごと説明資料に、発達の特徴・取り組んできたことと成果・引き続きの支援内容・よくあるテーマの解説を掲載しています。

養護と教育が一体となった支援が園の存在理由であり、目指すべき姿があります。

6 保護者アンケート・職員自己評価を毎年実施

保護者アンケートを行事ごとや年1回実施し、結果について公表しています。駐車場が狭いという課題について、6台分を5台分にして1台当たりの広さを35cmずつ広くす

る一方、離れた場所に3台分増設して、その経過を注視しているところです。職員自己評価も毎年実施して分析・検討がなされています。

7 「職員が極めたいテーマ」を支援

子どもへの支援を深くするために、保育士等「職員が極めたいテーマ」を自由に設定し研鑽するプロジェクトチームがあります。「働き方改善」・「自己メンテナンス」など、15のテーマが進行中です。職員自身の自己実現に向けた主体的な動きを、バックアップしています。

8 高い事務処理力

必要な書類・確認したい書類が、ほぼ完ぺきに整理・保管されています。要請すれば事前に確認したい資料もわずか数日のうちに揃えられ、事務処理力の高さが伺えます。保護者アンケートでも同様の声があります。

9 いのちを奏（かな）でる園庭

園庭には菜園スペース（30㎡）があり、キュウリ、ナス、二十日大根・サツマイモ等が栽培され、果樹（金柑・晩白柚・ビワ・ブルーベリー等）、ハーブ類（バジル・ローズマリー・レモングラス・ラベンダー等）や花壇（マリーゴールド・ガーベラ等）、コブシ、ハナミズキ等の高木も楽しめます。

子どもたちは「育てる、食べる、見る、触ってみる、嗅いでみる等」の感覚を通して自然に触れ、その恵みや香り、水、土、太陽等自然の息遣い・流れる時間を感じながら活動しています。

園庭や屋上は、ふわふわした人工芝づくりで足への負担も配慮されています。

◆改善を求められる点

1 公益通報窓口・パワハラ相談窓口の設置

施設の社会的信頼を高めるために、「評価基準の考え方」に示されている公益通報・パワハラ防止のための、①根拠法・関連規定、②通報窓口（できれば法人外に設置）の整備が期待されます。

2 感染症発生時のマニュアルの見直し

こども園で発生し易い感染症（インフルエンザ・流行性耳下腺炎・手足口病・ノロウイルス感染症・帯状疱疹・流行性結膜炎等）について感染症拡大予防のため、各疾患の適切な消毒方法、対応方法等具体的な内容の検討が望まれます

3 タオル掛けの接触防止

子どもたちの手洗い後の手拭きは感染拡大予防のため、タオル掛けを利用する時にはタオル同士の接触を避けるための工夫、又はペーパータオルの使用等の検討が望まれます。

4 地域の福祉ニーズの把握と地域貢献事業

公金投入により運営される福祉施設の地域貢献として、子育て支援室（11坪）を使った施設開放が、コロナ禍のもとにスタートしました。今後の子育て支援推進に期待がかかります。

法人としての地域ニーズ把握・生活支援活動促進も、期待されます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント

(R4.12.22)

令和3年度から認定こども園に移行したこともあり、保育面の様々なことを変革している最中の第三者評価受審となりました。

受審するにあたっては、日頃から園で行ってきた福祉サービスや保育内容がどれだけ子ども達や保護者に受け入れられているのかを改めて知る良い機会になると思い、全職員で園内会議を繰り返しながら受審に向けての準備を進めていきました。

評価を受け、園の強みや引き続き取り組むべき点、改善すべき点を知ることができ、更なる保育の質の向上に励むとともに、これまで以上に子ども達により良い保育が提供できるよう職員が一丸となって今後の保育に取り組んでいきたいです。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	103	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

<共通評価基準>

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>重要事項説明書・ホームページ等に、絵で視覚的に訴えながら掲載されています。職員は朝礼で唱和しています。</p> <p>法人理念記載場所が少し探しにくいながらも、整合性があります。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもを預けないと働けない、小規模保育所は2才までしか預からない、というニーズと現行制度のずれがあり、えのみこども園には定員を超える入園希望者があります。受け入れたくても受け皿になれないもどかしさがあります。</p> <p>1歳児配置基準は国の基準の6:1ではなく、園独自で増員し5:1の比率にしています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>地域に選ばれる園となるために、保護者100世帯余りに毎年アンケートを取り、保育内容を充実させるために独自の職員自己評価アンケートを実施しています。</p> <p>周辺に病児を預かる園が少ない、白ご飯の提供、教室(スイミング・体操・英語)の充実等が、日々検討されています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<コメント>		

<p>中長期計画及び中長期収支計画が、具体的金額を示し策定されています。 地域の子育てを支援するために地域支援室を設け、担当職員4名が充てられています。コロナ禍のもと利用者は少ないものの、今後は「保育園ってこんなところ」という理解を増やすべく始動しています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 単年度計画は中長期計画を踏まえ、楽しさを創造する遊び/科学の研究(保育内容)・人工芝設置(屋上)・パソコン購入・保育士配置を増やす・クーラー増設・休憩時間確保が、計画されています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	㉑・b・c
<p><コメント> 日々の保育記録を共有することによって、評価改善が行われています。 衣類の脱着の手順・支援方法、食の楽しみ、「食事するところ、遊ぶところ」など生活空間の理解と、誘導の仕方の共通認識を深めています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉑・b・c
<p><コメント> 重要事項説明書の中で説明し、配布しています。年齢ごとの保護者説明会でも行われています。コロナ禍にあつてYouTubeでも実施しました。ホームページ上には公開されていません。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㉒・c
<p><コメント> 園独自の自己評価を外部委託し、毎年行っています。支援の質の向上に向けた課題では、泣き続ける子どもへの支援方法、スケジュールの視覚化等がありました。 評価基準が要求する第三者評価の定期的受審は、今回までありません。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント> 駐車場での接触事案を防ぐため、1台当たりの広さを広げ、100mほど離れた場所に3台分増設しました。 保護者対応の難しさと周りから学ぶ克服方法や、年齢に応じた出来ることの支援方法の多角度からの検討が課題とされ、改善を目指しています。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
--	---------

		果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>重要事項説明書・園だよりに記載し、会議等において自らの役割と責任を表明しています。</p> <p>有事・不在時の権限委任等について、記載がない部分があります。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>公益通報窓口・パワハラ相談窓口の設置は、職場の風通しを良くし支援を強化するために必須のアイテムです。</p> <p>管理者がパワハラ当事者になることが多いと推測され、窓口は弁護士等の第三者に委託することも選択肢の一つであると思われます。</p> <p>体罰禁止規定も児童福祉法に明文化されましたので、子どもの“人としての尊厳”を守る観点から、法令・仕組みの整備が期待されます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	⑨ ・b・c
<p><コメント></p> <p>ややもすると保育士等の得意分野によって「やらせたいこと」が支援の内容になりがちですが、それよりも子どもが「やりたいこと」を支援の中心に据えるために、数年前から「子ども会議」を実施し、子ども自身の気持ちを汲み取っています。</p> <p>ときに子どもが嫌いな食べ物であるピーマン等について「体にいいよ」という風に命令調にならないよう言葉に気を付けています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	⑨ ・b・c
<p><コメント></p> <p>ゆとりのある環境を整備するために ICT 化を図り、登園状況・出勤状況はタッチパネル式で管理されています。</p> <p>子どもの登園状況は 9 時過ぎの決められた時間に、一覧表でチェックし確認されています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	⑨ ・b・c
<p><コメント></p> <p>常勤・非常勤の割合や人員配置は、数年先を見通しながら計画されています。実習後採用される例のほか、就活フェアで募集したりしています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	⑨ ・b・c
<p><コメント></p> <p>人事基準として職員評価表があり、本人の自己評価が加味され、上司による a, b, c, d</p>		

<p>の判定がなされます。その結果により、次年度の配置が決められます。 今回のコロナ接触・感染による休暇は、年休扱いとなっています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント> 面談シートを使った年2回の職員面談により、意向・意見を把握しています。 バレーボール大会・ボーリング大会・職員旅行により、意思疎通を深めています。 文章化された悩み相談窓口は園長となっています。 平均超過勤務時間は、3~4時間/月となっています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 職員一人ひとりの希望としては、「トイレトレーニングの援助方法」・「アレルギー対応方法」・「子どもの気持ちをくみ取るオネストトーク方法」・「職員自身の体調管理法」があり、希望に合った研修参加に配慮しています。 6月と12月に面接を行っています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㉑・c
<p><コメント> 評価基準が求めている基本方針や計画の中での、「期待する職員像」とリンクした「必要な資格・専門技術」の明示はありません。 園内研修では、「保育力の向上」・「感覚統合の理解」・「リトミック（表現遊び）」が行われています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 職員一人当たり2回平均の研修になっています。「保護者への伝え方」がテーマの場合もあります。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉑・b・c
<p><コメント> プログラムについては、養成校や本人の要望を聞いて立てられています。年間4人ほどです。 特に力を入れているのは、①子どもを引き付けられる力、②人としての基本的な所、③養成校で学んできたことをいかに活用できるかです。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉑・b・c

<p><コメント> ホームページや重要事項説明書により公開しています。 保護者より要望があった靴箱への名前表示はあえてせずに、子どもの記憶力と「一人で出来た」という達成感をつくり出すために、工夫しています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント> 当園では小口経理のみ行い、ほとんどは法人内他園で一括経理しています。 内部監査が年2回法人理事により行われています。 評価基準でいう「外部の専門家による監査支援」は、行われていません。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	① ・b・c
<p><コメント> 園内行事に招待し、世代間交流として老健施設を訪問しています。 園児が散歩の途中や近隣公園で清掃活動を行っています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	① ・b・c
<p><コメント> 中高生が5~6人職場体験やインターンシップで来ます。 事故防止を喚起し、肩車禁止・抱っこの時の注意点など特に教えています。 卒園生が来てくれたこともありました。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	① ・b・c
<p><コメント> 区役所・警察・児相とは、定期的なやりとりをしています。 その他の機関とは、必要に応じ連携しています。 関係機関一覧表を園内各所に掲示しています。 「園生活も家庭生活の延長である」という考えで、衣食住の基本動作・信頼関係の構築に努めています。食事は担当が介助、自分で食べる量を決められる、友達と仲良く過ごせる、担当と信頼を深くするなどが取り組まれています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	① ・b・c
<p><コメント> 見学に来られた方から、入園のタイミング・離乳食の開始時期を尋ねられる事があります。 えのみこども園では、未就学児対象の子育て支援室が配置されており、地域子育てネットワークの紹介も行っています。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ ② ・c

<コメント>

社会福祉事業にとどまらない地域貢献（子どもの貧困への支援など）は、形あるものとしては行われてはいません。

災害時の避難場所として、場所や備蓄の準備をしています。

地域コミュニティの活性化として、芋掘りで収穫した芋をご近所に配っています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 朝礼で理念を唱和し、常に意識できるようにしています。 「職員の教育、保育の心得」を新年度会議で読み返しています。 男の子・女の子を、ピンク・青などの色で区別することはしていません。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	㉠・b・c
<コメント> プライバシー保護マニュアルを整備しています。 着替えやトイレの際の配慮や、プール遊びの際は目隠しネットを使っています。 ホームページの掲載写真は、許可を取っています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<コメント> 園の菜を作成するとともに、地域の回覧板やホームページで詳細を紹介しています。 見学希望（年間50人程）がある際は、丁寧な対応を心がけています。 1歳・3歳児の希望が多く全員は入園できない為、兄弟が別々の保育園に預けないといけないことにもなってしまいます。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<コメント> 新年度説明会や重要事項説明書（同意書別刷り）で、園長・主幹等が説明しています。 お便りメールでも案内します。 クラス別説明会ではクラス担任が、新年度に向けた資料をもとに1時間半かけて保育内容・発達までふみ込んで説明がなされます。食事の進め方・アレルギーについても話します。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 保育要録・必要書類を、転園先・入学先に送っています。学校からは必ず問い合わせがあります。園からもその後の子どもの様子を、必要に応じ担任から確認しています。		

子どもの特徴・良いところ・エピソード等が、正しく伝わるようにしています。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年度末に外部業者委託による保護者アンケートを実施しています。結果と対応は文書で配布されます。コロナ対策でオゾン発生装置を6台導入しましたが、オゾン自体に安全面からの疑問が出されたので、設置業者に確認し回答を掲示しました。</p> <p>行事ごとのアンケートも実施されています。スマホアンケート専用フォームを使い回答しやすくなっています。</p> <p>着実なアンケート実施・対策・回答の仕組みが、確立しています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>重要事項説明書・園のしおりに、その仕組みを記載・図示し園内にも掲示しています。</p> <p>要望・相談・苦情の第三者委員2名を、電話番号とともに明示しています。</p> <p>手紙や口頭で上がったものは、すぐに報告するようになっています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>連絡帳・送迎時間を利用して、述べやすい環境を作っています。</p> <p>ご意見箱を2か所（1階と2階）設置しています。</p> <p>相談しやすいスペースとして、園長室や子育て支援室を使っています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>相談・ご意見は、すべて園長・主幹に報告するようになっています。</p> <p>対応マニュアルがあり、組織的に行われています。</p> <p>以上児の運動会は近くの小学校の体育館であり、「久々の合同でうれしかった」という声がありました。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネージャーは園長であり、6人からなる事故防止委員会があります。</p> <p>防止マニュアル・対応マニュアルがあり、職員の新年度会議で全員研修しています。</p> <p>登降園の人数把握、雲梯の事故防止、熱中症についても話されます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策の体制は責任者（園長）を定めて、発生時は感染症予防委員会（園長・主幹保育教諭・保育士等）で随時検討される体制があります。</p> <p>感染症発生時の保護者への情報提供は、保育園玄関出入口や各保育室入口での掲示や</p>		

<p>保健便り、一斉メールでの周知が行われています。</p> <p>感染症発生時の対応マニュアルは作成されていますが、園で発生しやすい各感染症について、適切な消毒、対応方法等具体的な内容の検討が望まれます。</p> <p>子どもたちの手洗い後の手拭きは全クラス（0～3才）毎日各家庭から持参されたタオルを使用していますが、タオル掛けのタオル同士の接触が見られます。感染拡大予防のためタオル間隔を空けるか、ペーパータオルの使用等の検討が望まれます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年間の防災計画があり、毎月の（火災・地震・交通安全・不審者等）避難訓練と年2回の消防署への通報訓練が行われています。</p> <p>災害時は園長、主幹保育教諭を責任者として、職員は避難経路や安否確認の方法等「災害対応マニュアル」に沿って行っています</p> <p>食料や、備品の備蓄は「備蓄一覧表」があり、担当者を定めて9月に食品の入れ替え等行っています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法は各年令のクラス毎に、子どもの発達や状況に応じて「手洗い法・食事支援・衣類の着脱・排泄援助等」具体的に分かり易く文章化されています。</p> <p>保育士の子どもへの声かけや、子どもの気持ちを尊重した対応方法等具体的に（声かけの言葉・衣類の着脱、トイレ時の配慮等）プライバシー配慮も含めて明示しており、保育の実施に活かしています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年間の保育行事（運動会・保育参観・クリスマス会等）については終了後にその都度、検討・見直し会（園長・主幹保育教諭・行事担当者）が実施され保護者や職員の意見を聞き、実施方法の振り返り、改善等見直しが行われています。</p> <p>保育の標準的実施方法は保育日誌に「1日の保育内容と評価反省」が記録されており、各クラスでの振り返りが行われています。その他未満児会議（0～2才）、以上児会議（3～5才）が毎月行われており、その中でも随時見直しを行う仕組みがあります。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画は責任者を主幹保育教諭とし、個別計画は各クラスの担任が作成し、子供の発達、状況に合わせて（発育・保育のねらい・子供の姿等）具体的に記録されています。</p> <p>支援困難ケースへの対応は問題がクラス担任から提起された時、随時ケース会議（園長・主幹保育教諭・担任・前担任）で対応方法を検討する組織的な体制を整備しています。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>年間計画は3月保護者全員に渡され「重要事項説明書」の書面で同意を得る仕組みがあります。</p> <p>指導計画の見直しは保育日誌、週保育計画、月間指導計画、年間計画の実施記録内容や毎月の職員会議の話し合いで行われています。見直しが行われた内容は各クラスに書面で配布され、職員への周知に努めています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉠・b・c
<p>個別の保育記録内容には、子ども一人ひとりの発達状況、生活状況、経験したこと、経験してほしいことなどが、記録されています。</p> <p>職員への情報共有は各クラスでの話し合い、職員会議で周知を図っています。記録の書き方については職員の記録内容に差異が生じない様に、書き方のポイントを内容別に具体的な記載方法を書面で明示しています</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報の管理は入園時に「重要事項説明書」を渡して、保護者に説明を行っています。こどもの写真掲載（ブログ・園便り等）の許可は保護者からの同意と確認をとっています。</p> <p>記録保管の責任者は園長として、個人記録は鍵のかかるロッカーに保管されています。</p> <p>情報漏洩対策は、規定の記録保存期間が終わった書類は専門業者に依頼して破棄しています。電子データの取り扱いは、職員は個人のパスワードを作り、データの管理は専門業者に依頼して、情報漏洩を防ぐ対策を講じています。</p>		

<内容評価基準>

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画作成は園の保育理念「自分らしい楽しさを想像できる・さまざまな事にチャレンジする・温かくしなやかで優しいところ」に基づいて、子どもの心身の発達状況等各クラスで話し合いをし、生活自立に向けての支援、教育計画が作成されています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>0~2才児の保育室は床暖房があり、各クラスには空気清浄器、加湿器、エアコンを設置しています。その他1階、2階に各3台のオゾン発生装置が設置されています。温度、湿度の調整には窓を開けた換気も行われています。</p>		

防犯カメラ、見守りカメラの整備は室内10台と室外6台を設置してあります。テレビのモニターで見守る事が出来、子どもたちが安心して過ごせる環境を整備しています		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ひとり一人の子どもの状態把握は、保護者記載の子どもの発達の状況等が記録された「発達チェックシート」からの情報と保護者との面談で理解を深め、一人ひとりに応じた保育内容の取り組みに努めています</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家族からの自宅での状況や園での様子を毎日の連絡ノートで情報交換しながら、家族と一緒に基本的な生活習慣を身につけることが出来る様に努めています。</p> <p>未満児クラス(0~2才)はゆるやかな担当制(子どもをグループに分けて支援)を取り入れ、子どもが基本的な生活習慣(食事・衣服の着脱・排泄等)を身につけるために、一人ひとりのペースに配慮した援助が行われています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各クラスの保育室は(遊び)と(食事)のスペースに区切って分けてあり、おもちゃは子どもたちが手に取れる低い場所に置かれており、主体的に活動できるようになっています。3~5才児は「子ども会議」を行い、子どもたちが「やりたい事、遊びたい事、知りたい事等」意見を出し合い、子どもたちの気持ちを大切に意欲を引き出す保育を取り入れています。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児保育室は広い窓で明るく床暖房があり、食事スペースと遊びのスペースには柔らかいマットが敷かれ、ハイハイが出来るようになっています。おもちゃは安全に配慮されたぬいぐるみや、フェルト製のままごと、布でカバーしたボール等が使用されています。</p> <p>おむつ交換は柔らかいマットの上で行われ、マットはその都度、皮膚刺激が少ないとされるエバーウオーター(次亜塩素酸分子水溶液)消毒を行っています。</p> <p>家庭との連携は送迎時の保護者との会話や連絡帳で行っています。</p> <p>保育はゆるやかな担当制を導入し、子どもたちを担任と他の職員全体と一緒に保育する取り組みを行っています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>1・2才児の保育は家庭生活からの延長の養護を大切に、育ちに合わせて基本的な生活が次第に身につくよう働きかけています。職員に対しては子どもの衣類の着脱等が安全に出来るように、具体的な援助方法の手順が作成されています。</p>		

<p>子どもたちの体のバランスや使い方を身につけるサーキット遊びや、音楽と一緒に体を動かす遊びを多く取り入れています。</p> <p>保育室は遊びと食事のスペースが分かれており、食事は食べたい子どもから順次、摂取しています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもたちが様々な経験が出来る活動があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体操教室（3～5才）・運動の基礎や体のバランス、体幹を鍛える事で怪我の予防にも役立っている ・英語教室（4・5才）・音楽、ゲームを通して英語を使ったのしむ機会 <p>その他・スイミング教室（4・5才）・サーキット遊び等、学びや遊びを通して基本的な生活習慣が身につけられるような支援活動があります</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>障がいのあるこどもの個別支援計画は、子どもの[診断名・特性]を基に課題に対しては毎月の目標を立案して保育支援を行い、支援内容の評価を行った後、翌月の計画につなげています。計画には保護者との連携内容等も記載されています。</p> <p>子どもの心身の状態変化に応じて、保育室の中にクールダウン（落ち着くまで）出来るスペースの配慮があります。</p> <p>必要に応じて医療機関（小児科）、専門機関（区の保健子供課）との相談や助言を受けて、支援に役立っています。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>長時間保育は居残り専門の保育士等が担当し、引継ぎは「申し送り表」で行っています。観察や確認が必要な子どもの心身の状態が記載されており、記録者、確認者がサインして引継ぎ行われています。</p> <p>19時以降の延長保育の子どもに対してはおやつが提供されています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>就学を見通した保育は「幼児期までに育て欲しい10の姿」に基づいて計画されています。目標の「①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦生命尊重⑧数量や図形、文字への関心⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現」という内容で支援の取り組みに努められています。</p> <p>小学校や行政との連携は小学校教員とのネットワーク会議（年4回）、子育て支援ネットワーク（年4回）が行われ、意見交換が実施されています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理は毎日の体温測定（朝・昼・夕）と便の状態、食事摂取量の観察が</p>		

<p>実施されています。</p> <p>「保健衛生マニュアル」があり、手洗いや調理器具類の殺菌方法、食材の取り扱い、加熱方法等が記載され安全の確保に努めています。</p> <p>乳幼児突然死症候群（SIDS）を予防するための取り組みは、午睡時に睡眠チェック表で5分毎の観察チェックが行われています。</p> <p>玩具の消毒は強酸性電解水での拭き取りを行い、おもちゃの共有はしないように努めて、感染予防に取り組んでいます。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断は内科検診（6月・10月）・歯科検診（6月）と3～5才児の検尿（6月・糖・蛋白・鮮血）が実施され、検診後の結果はその都度保護者に伝えられています。</p> <p>子どもたちに対しては保健集会（年3回）を行い、手洗いの方法、身体のしくみ等保健衛生面の基礎等を学ぶ機会があります。</p> <p>4～5才児は虫歯予防に、食後にフッ素を水で溶解したフッ化物洗口（ブクブクうがい）を実施しています。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患のある子どもに対しては「食物アレルギー対応マニュアル」を基に対応し、問題が発生した時はその都度「アレルギー対応委員会」で協議する取り組みがあります。</p> <p>子どもの食事は医師の指示に従ってアレルギー食材を除いた食事内容や食事時間帯を変え、その他テーブルの間隔を空ける事、食器の色を区別する等の、工夫した対応が行われています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>調理した食材は子どもたちの目の前で配膳を行い、食事の量は一人ひとりに合わせて調整しながら対応しています。</p> <p>毎月の献立表は保護者に配布され、食事のサンプルを玄関に掲示しています。</p> <p>園庭の畑(30㎡)ではナス、サツマイモ、二十日大根等子どもたちが育てた野菜を調理して食べる事で、食についての興味を広げる活動が行われています。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの食べる量は、一人ひとりの発達に応じて提供され、苦手なものが少しでも食べる事が出来た時は、しっかりほめる言葉を大切にしています。</p> <p>季節に合わせた行事食は（タケノコご飯・クリスマスハンバーグ等）工夫されています。</p> <p>各クラスでの残食量は給食日誌に記録されており、残食が多いものは調理方法、味付け等の工夫をする等、メニューの改善に努められています。</p>		

A-2 子育て支援

	第三者評価結
--	--------

		果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者が参加する行事は保育参観、親子会（親子の触れ合いを目的としたもの）運動会、芋ほり、クリスマス会等があり、保護者との相互理解や情報共有が出来る機会が多くあります。</p> <p>家庭が園での子どもたちの保育内容や活動状況を知る情報は、毎月発行される各「クラスの便り」、「園便り」、「ドキュメンテーション」の他に、ネットワークの「ブログ」で子どもたちの写真や保育活動の様子、行事内容、お知らせ等保護者に伝えています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-①保護者が安心して子育てができる支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者との日々のコミュニケーションは朝、夕の子どもの送迎時や連絡ノートで行っています。</p> <p>保護者の相談には個別に応じる体制があり、主に担任が行い相談内容は記録されています。内容によっては、発達支援コーディネーターや専門機関につなげる支援の取り組みがあります</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>虐待予防に関する子ども園での取り組みについて、保護者への周知は重要事項説明書の中に「虐待防止のための措置」を明示し、書面と口頭で伝えています。</p> <p>虐待の早期発見は朝の視診、衣類の着脱時に体・皮膚の状態や、オムツ交換等に観察を行っています。</p> <p>子どもの心身状態の変化から虐待が疑われるものは観察内容（体の打撲や傷、子どもの表情、子どもの言葉内容等）を記録に残し、上司に報告を行い園内の対応は担任、主幹保育教諭、園長で対応の協議が行われています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士等の自己評価は、年2回（2月・10月）実施されています。</p> <p>自己評価シートに自らの保育実践をA~Dで自己評価し（基本理念の理解・一人ひとりの子どもの理解度・子どもの人権に配慮した言動・子どもの発達、成長を理解した保育・食育の実践等）を振り返っています。</p> <p>評価シートの内容は、集計して園長がまとめたものを「園自己評価結果報告書」として全職員と保護者に配布し、園全体の問題把握と保育実践の改善や向上に役立てています。</p> <p>保育士等の個人面談は12月に「面談シート」を使って、1年間の「目標、実施、評価、改善、来年度に向けて」等振り返りを行い、質の向上に努めています。</p>		

--

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	38	7	0
内容評価基準（評価対象A）	20	0	0
合 計	58	7	0